８世経理第５９４号
令和８年１１月１０日

公用車運行業務委託説明書

１　業務委託の概要

（１）件名　公用車運行業務委託

（２）目的

世田谷区（以下「区」という。）が指定する車両により、公務で赴く関係機関等への送迎及びその車両の日常の維持管理を目的とする。

（３）委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※令和１０年度及び令和１１年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する予定がある。

（４）履行場所

世田谷区全域及び世田谷区以外の指定する場所

（５）委託内容

受託者は、区の依頼する公務における送迎及び関係機関等への運行業務等を行い、その内容は、以下のとおりとする。

①　委託車両の運行

ア　区の運行指示書により、委託車両の運行を行うこと。

イ　（８）に記載する標準時間につき常時５台運行できる体制をとると同時に、運行管理者を配置すること。

②　委託車両の整備

ア　日常の車両点検整備

イ　車両の簡易な洗車

ウ　定期車両点検整備に伴う車両の納入、引き取り

エ　タイヤ交換（冬季用を含む）

※保管場所からのタイヤの搬送、積み下ろし業務

オ　燃料補給

カ　消耗品の交換、補充、保管管理

③　委託車両の軽易な補修

④　委託車両以外の公用貸出車の運転

委託車両以外の世田谷区の貸出車両の運転を区が依頼した場合は、受託者はその要請に応えるものとする。

⑤　緊急対応

公用車の交通事故対応・水防等災害対策など、緊急時に区が車両の運行を依頼した場合、受託者は委託車両を含む世田谷区の貸出車全車両について、その要請に応えること。

⑥　講習参加・協力

受託者は、運行業務に支障のない範囲で、区が行う安全運転講習会等に参加し協力すること。

（６）区の費用負担

以下の費用については、区が負担するものとする。

①　車両リース料

②　委託車両整備費

ア　日常の車両点検整備料

イ　法定点検整備料

※　自動車継続検査（車検）時の法定費用（自動車損害賠償責任保険料・自動車重量税・自動車リサイクル法の関連費用）を含む。

ウ　タイヤ購入（冬季用を含む）・修理費

エ　燃料代

委託車両運行にかかる燃料費

オ　各種オイル代

委託車両維持管理に伴うオイル等

カ　その他、車両整備（修理を含む）車内環境維持管理に関する一切の経費

③　消耗品代

運行業務に係る消耗品一切の経費とし、車内環境維持管理に必要なもの（清掃用具、芳香脱臭剤等）を含むものとする。

④　駐車料金・有料道路通行料

※使用する際は、運行前に区の承認を受けたものに限る。

（７）受託者の費用負担

受託者の費用負担については以下のとおりとし、契約金額に含むものとする。

①　事故の際の補償

②　事故に伴う修理代

③　搭乗者との連絡用携帯電話に係る費用

④　自動車保険（任意）の保険料

委託車両の運行等に関する自動車保険（任意）の保険料。委託車両の代替として、受託者が用意した車両の運転を行う場合を含む。

（８）運行業務の標準時間等

運行業務の標準時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで（実動７

時間４５分）を標準時間とする。ただし、区が標準時間以外に運行業務を依頼した場合はこの限りではない。

業務を行わない日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日及び年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日）とする。ただし区が業務を行わない日に業務を依頼した場合は、この限りでない。

（９）委託車両

委託車両については、以下の１１台とする。

車　　名	登録年月	登録番号	走行距離（令和８年９月末）	備考
ホンダ　ステップワゴン	令和２年９月	世田谷 311 つ 2001	49,585km	
トヨタ　ノア	令和元年８月	世田谷 500 そ 8527	49,419km	
トヨタ　プリウス	令和７年３月	世田谷 312 ひ 1357	11,080km	PHEV 車
トヨタ　プリウス	令和７年３月	世田谷 311 さ 1358	9,474km	PHEV 車
日産　セレナ	令和７年３月	世田谷 510 め 2002	16,226km	
トヨタ　カムリ	平成２９年１月	世田谷 300 せ 2990	47,424km	共用 特別職優先車
トヨタ　ハイエースコミューター	平成１５年７月	世田谷 200 さ 4	52,809km	ミニバス
日産　キャラバン	令和８年３月	世田谷 410 さ 6163	2,073km	貨物車
日産　キャラバン	令和６年３月	世田谷 400 さ 6164	10,450km	共用 貨物車
トヨタ　タウンエース	令和８年３月	世田谷 410 さ 6165	1,512km	共用 貨物車
トヨタ　カムリ	平成２７年１０月	世田谷 300 す 96	52,753km	議長車

（１０）運行管理者及び副運行管理者、運行従事者（運転手）

・受託者は専任の運行管理者を選任し、あらかじめ区に届け出ること。
・受託者は運行管理者を、（１６）の執務場所に配置すること。
・受託者は運行管理者を代理、補助するため副運行管理者を選任し、あらかじめ区に届け出ること。
・副運行管理者は運行従事者と兼ねることができる。
・受託者は運行従事者を選任し、あらかじめ区に届け出ること。
・受託者は、常時中型自動車（８ｔ超）を運行できる体制をとること。

（１１） 連絡体制

運行管理者は、常時区からの連絡が取れる体制をとること。

（１２）運転依頼及び状況確認等

運行に関する依頼及び運行状況確認等については、以下のとおりとする。

① 受託者は、運行予定の内容について、区の提出した「運行委託自動車使

用申込書兼運転指示書」により確認し、配車するものとする。

② 受託者は、車両の運行状況について、「配車表」及び「運転日誌」を作成し、区に提出すること。

（１３）守秘義務

本業務に従事する者又は従事した者は、その業務に関して知り得た情報を公開・発表・漏えい・利用しないこと。

（１４）事故等

受託者は、運行業務の遂行に伴い、人身・対物及び車両等の事故が生じた場合には、関係法令に基づいた措置を講ずるとともに直ちにその状況を区に報告すること。

事故対応等については、以下のとおりとする。

① 補償の分担

区は、自動車損害賠償責任保険及び区の加入する任意自動車保険の範囲内で賠償責任を行う。受託者は、それ以外の全ての金銭的補償を行う。

② 修　理

委託車両に受託者の責による修理が必要となった場合は、受託者は区に報告の上修理を行い、その経費は受託者の負担とする。

（１５）貸与品

区は、受託者に対し、以下のものを貸与する。受託者は、貸与中に紛失しないよう留意し、自己の責任で適正に管理すること。

なお、受託者による紛失・破損等により生じた損害には、受託者の責によりその損害を賠償すること。

① ＥＴＣカード
② 都庁の駐車場の公用車パス
③ 区政会館の駐車場の定期券
④ 玉川総合支所の駐車場の定期券
⑤ 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）の駐車場の定期券
⑥ キャロットタワーの駐車券
⑦ カーナビゲーションシステム
⑧ ドライブレコーダー

（１６）運行管理者、副運行管理者、運行従事者の執務場所、待機場所

区は、経理課車両係の事務室内に運行管理者、副運行管理者、運行従事者のための事務を取扱う場所及び待機場所を設置し、利用させるものとする。

区は、運行管理者、副運行管理者、運行従事者の所持品、着替え等の保管のためのロッカーを用意し、利用させるものとする。

２　参加資格

（１）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目「運搬請負」

取扱品目及び区分「一般旅客自動車運送事業」又は営業種目「その他の業務委託等」取扱品目及び区分「自動車運転代行」に登録があること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

（４）都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（６）提案業務又は類似する業務を引き続き３年以上営業していること。

（７）過去３年間で、官公庁の公用車運行業務の受託実績を有すること。

（８）「世田谷区公用車運行業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員の構成は以下のとおりとする。

委 員 長：財務部長　田村　朋章

副委員長：経理課長　谷澤　真一郎

委　　員：秘書課長　前島　正輝

委　　員：区議会事務局次長　菊島　進

３　提案限度額

５２，９５３，０３２円（消費税（１０％で計算）含む。時間外手当平日３４７時間分、土日祝祭日５０２時間分を含む）

区との契約では予定価格２，０００万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

４　説明書の交付期間及び方法

（１）期間　令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２４日（火）１６時まで

（２）方法　世田谷区ホームページからダウンロードによる。

トップページ　検索メニュー → 区政情報 → 契約・入札情報 → 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 → その他・区政に関すること → 公用車運行業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

ページ ID：36264

５　参加表明書（別紙１）の提出期限、提出場所及び方法

（１）期　限　令和８年１１月２４日（火）１６時必着

（２）場　所　１４担当課に同じ

（３）方　法　直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。なお、添付書類の原本の還付が必要な場合は、持参に限り、原本と提出する写しを照合し、相違ないことが確認されたのちに、原本を還付するものとする。

６　提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず参加資格の確認のみ行い、参加資格を満たす者には、令和８年１２月１日（火）までに招請通知により通知する。

７　質疑及び回答（企画提案書に係る質問について）

（１）受付期限　令和８年１２月１５日（火）１６時まで

（２）質問方法　１４担当課のメールアドレスあて、電子メールに別紙２の質問書を添付し、質問する。なお、メールアドレスは招請通知時にお知らせする。

（３）回答方法　回答は随時取りまとめ、電子メールにより参加者全員に行う。

（４）最終質問回答日　令和８年１２月１８日（金）

８　提案書の提出

（１）提出書類

別紙３「企画提案書」、別紙４「提出書類一覧」のとおり。提出書類は、正本と副本の電子データを作成し、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

（２）提出期限及び提出方法

招請通知を受けた者は、令和９年１月６日（水）１６時（必着）までに１４担当課へ電子メールにより提出するものとする。メールアドレスは、参加表明書に記載のメールアドレスあてに、１４担当課からメールを送付して通知する。なお、提出期限までに未着、遅延等のものは、原因の如何を問わず、未提出として扱うものとする。

９　提案書の記載内容

別紙５「企画提案内容について」に記載のとおり。

１０　受託候補者の選定方法

提案書の審査は、運行業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）により、企画提案書等の提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、一定の基準に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

（１）評価基準

提案書を審査する際の評価基準は別紙６の評価基準のとおりとする。

（２）審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定する。（３者程度）

② 審査の結果は、令和９年１月２２日（金）（予定）までに通知する。

③ 二次審査（ヒアリング審査）

令和９年２月３日（水）（予定）に一次審査通過者に対し、委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する候補者を選定する。

（３）受託候補者選定結果通知

令和９年２月９日（火）（予定）までに発送して通知する。

上記（２）（３）の日程は、変更となる場合がある。その場合は別途通知する。

１１　参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）２の参加資格を満たさなくなった場合。

（４）審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。

（５）企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。

（６）選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合。

（７）前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合。

１２　今後のスケジュール（予定）

・手続き開始の公告日　令和８年１１月１０日（火）
・説明書の交付期間　令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２４日（火）１６時まで
※世田谷区ホームページからダウンロード
・参加表明書提出期限　令和８年１１月２４日（火）１６時（必着）
・招請通知　令和８年１２月１日（火）（郵送及び電子メール）
・質問書受付期限　令和８年１２月１５日（火）１６時（電子メール）
・最終質問回答日　令和８年１２月１８日（金）（電子メール）
・提案書の提出期限　令和９年１月６日（水）１６時（必着）
・第一次審査結果の通知　令和９年１月２２日（金）（予定）
・第二次審査（ヒアリング）　令和９年２月３日（水）（予定）

※時間及び会場は、第一次審査結果の通知に合わせ、通知する。
・受託候補者選定結果の通知　令和９年２月９日（火）（予定）
・契約日　令和９年４月１日（木）

１３　その他の留意事項
（１）本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
（２）提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
（３）書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
（４）提出された企画提案書等については一切返却しない。また、提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
（５）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
（６）契約書の作成の要否：要
契約保証金：免除
当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無し
（７）予定価格 2,000 万円以上の委託契約等（予定価格 3,000 万円以上の工事請負契約）では、再委託先も含め、労働報酬下限額が適用される。
（８）本件は、令和９年度予算の配当を条件として契約を締結する。
（９）令和１０年度、１１年度について、本事業の予算配当がなされること、及び前年度の履行実績が良好である事を条件に、単年度ごとに随意契約を締結する予定がある。

１４　担当課（問い合わせ先）
世田谷区財務部経理課車両係
所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目２１番２７号（世田谷区役所東棟地下一階）
担当者：渡邊・河原崎
電　話：０３－５４３２－２１５６（直通）
ＦＡＸ：０３－５４３２－３０６０

【参考】

「世田谷区公用車の任意自動車保険」加入条件の一部

１．　内　　容

（１）保険の種類　事業用自動車等総合保険　公用車一括加入

（２）賠償限度額　①四輪車　対人賠償　無制限
　　対物賠償　限度額　１０００万円
　②二輪車　対人賠償　限度額　１０００万円
　　対物賠償　限度額　１０００万円

（３）特約条項　①免責、年齢制限等は設定しない。
　②人身傷害　５０００万円
　③公用車限定
　保険対象を、任意保険車両台帳に記載する公用車に限定する。
　④職務外運転時不担保
　保険対象を、運転者が職務上運転する場合に限定する。